

令和 4 年

赤平市議会第3回定例会会議録（第2日）

9月6日（火曜日）午前10時00分 開 議
午後 2時20分 散 会

○議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問
1. 伊藤新一 議員
2. 木村 恵 議員
3. 安藤 繁 議員
4. 東 成一 議員

順序	議席番号	氏 名	件 名
4	2	東 成一	1. 農業支援について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問

○出席議員 10名

- 1番 若山武信 君
2番 東 成一 君
3番 鈴木明広 君
4番 安藤 繁 君
5番 北市 勲 君
6番 伊藤新一 君
7番 木村 恵 君
8番 五十嵐美知 君
9番 御家瀬 遵 君
10番 竹村 恵一 君

○欠席議員 0名

○説 明 員

- 市 長 畠山 渉 君
教育委員会教育長 高橋 雅明 君
監 査 委 員 目黒 雅晴 君
選挙管理委員会 河西 広美 君
委 員 長
農業委員会会長 中村 英昭 君
-
- 副 市 長 永川 郁郎 君
総 務 課 長 林 伸樹 君
企 画 課 長 成田 博之 君
財 政 課 長 丸山 貴志 君
税 務 課 長 坂本 和彦 君

順序	議席番号	氏 名	件 名
1	6	伊藤 新一	1. 福祉灯油について 2. 地域公共交通について
2	7	木村 恵	1. 新型コロナウイルス感染症について 2. 個人情報について 3. 健全な行財政の運営について 4. 弔意表明について 5. 政治と宗教について
3	4	安藤 繁	1. 児童福祉について 2. 太陽光発電施設について 3. 建設事業について 4. 公営住宅について

市民生活課長	井波雅彦君
社会福祉課長	高橋脩君
介護健康推進課長	千葉睦君
商工労政観光課長	磯貝直輝君
農政課長	柳町隆之君
建設課長	林賢治君
上下水道課長	亀谷貞行君
会計管理者	斎藤政弘君
あかびら市立病院 事務局長	井上英智君

教育委員会 学校教育課長	尾堂裕之君
〃 社会教育課長	梶哲也君

監査事務局長	若狭正君
--------	------

選挙管理委員会 事務局長	林伸樹君
-----------------	------

農業委員会 事務局長	柳町隆之君
---------------	-------

○本会議事務従事者

議会事務局長	石井明伸君
〃 総務議事 担当主幹	渡邊敏一君
〃 総務議事 係長	伊藤千穂子君

(午前10時00分 開 議)

○議長（竹村恵一君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（竹村恵一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、1番若山議員、5番北市議員を指名いたします。

○議長（竹村恵一君） 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長より報告します。

○議会事務局長（石井明伸君） 報告いたします。

本日の議事日程につきましては、第2号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長（竹村恵一君） 日程第3 これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序1、1、福祉灯油について、2、地域公共交通について、議席番号6番、伊藤議員。

○6番（伊藤新一君）〔登壇〕 議席番号6番、伊藤新一、通告に基づきまして、質問いたしますので、ご答弁よろしく願いいたします。

それでは、早速件名1、福祉灯油について、項目1、福祉灯油の実施についてであります。いまだコロナ禍の中、ロシアによるウクライナ侵略など様々な要因から世界的に原油価格が高騰しております。原油価格高騰による影響は、電気料金の値上げやガソリン価格の上昇だけにとどまらず、製造コストや輸送コストも上昇し、製品の価格に転嫁されるケースが多いため、物価全体も上昇し、生活に大きな負担が生じております。特にこれから冬を迎えるに当たり、原油価格高騰に伴う灯油価格の上昇及び高止

まりにより市民生活に大きな影響を及ぼすものと懸念しております。昨年は、11月から12月にかけての1リットルの全道平均灯油価格が113円であり、それに伴い近隣自治体をはじめ、各自治体で福祉灯油購入助成事業を実施しております。赤平市においても市民税非課税世帯であり、70歳以上の高齢者がいる世帯、重度心身障害者医療費助成を受けている障がい者がいる世帯、ひとり親家庭等医療費助成を受けている世帯を対象に福祉灯油の購入助成を実施いたしました。今年は、3月に一時1リットルの全道平均灯油価格が121円まで高騰し、その後変動しながら7月現在の1リットルの全道平均灯油価格が120円となっています。これから冬に向けて需要が多くなることや円安による影響で灯油価格のさらなる上昇が考えられることから、生活に影響が及ぶ低所得者に対し経済的負担を軽減するために福祉灯油の購入助成の実施を行う考えはないのかお伺いいたします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 福祉灯油の実施についてでございますが、今年に入り、世界情勢の変化など様々な要因から急激な原油価格の高騰により、令和4年8月現在市内平均灯油価格は120.5円と過去に例のない価格となっております。また、日用品の値上がりも続いており、特に低所得者の方々には大きな影響を及ぼしているものと認識しております。こうした特殊事情を踏まえ、経済的負担の軽減を図ることが必要であるとの考えに至ったところでございます。令和4年度の福祉灯油について、現在社会福祉課において令和3年度と比較し、支給対象者と支給額の拡大も含めた実施に向け作業を進めているところであります。

○議長（竹村恵一君） 伊藤議員。

○6番（伊藤新一君）〔登壇〕 昨年は、市民税非課税世帯であり、70歳以上の高齢者がいる世帯、重度心身障害者医療費等助成を受けている障がい者がいる世帯、ひとり親家庭等医療費助成を受けている世帯を対象に1万円のまごころ商品券を支給して

いたと思います。ただいま今年度も福祉灯油の実施につきまして社会福祉課において令和3年度と比較し、支給対象者と支給額の拡大も含めた実施に向け作業を進めているとの答弁をいただきましたが、支給対象者と支給額の拡大について現時点で明らかにできる点があればお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 支給対象者と支給額の拡大についてでございますが、これまでは住民税の非課税世帯のうち70歳以上の高齢者、重度障がい者世帯、ひとり親世帯に限定しておりましたが、今般それを拡大、拡充いたしまして全ての住民税非課税世帯を支給対象とするべく検討しているところでございます。また、これまで多くの市町で1万円としていた支給額についても想像を超える灯油価格の高騰を鑑み、これまでの1万円からさらに上乗せするべく現在検討しているところでございます。

○議長（竹村恵一君） 伊藤議員。

○6番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいま福祉灯油の拡大に向けた支給対象者と支給額の検討をしている内容について答弁をいただきました。支給対象者については、全ての市民税非課税世帯としていること、支給額についても1万円からさらに上乗せするべく検討しているとのことでした。特に今年度につきましては、原油価格の高騰、物価の高騰が続いております。今年の冬の暖房費に不安を感じている低所得者の方々のためにも、ぜひ支給対象者と支給額の拡大を含めた助成を実施していただきますよう要望して、この質問は終わります。

続きまして、これに関連して項目の2に移ります。福祉灯油の制度化についてお伺いいたします。平成30年に福祉灯油の制度化について同僚議員から質問があり、その当時の答弁では年度限りの要綱にて実施していることや今後要綱の年度限りの見直し、要綱等の必要性、実施方法などを研究してまいりますので、ご理解いただきたいとのことでした。さらに、制度化の必要性についての提案に対しても恒久的な

要綱の必要性や助成対象世帯、助成額、助成方法など研究してまいりたいとのことでした。制度化について、当時は後ろ向きな答弁だったように思います。しかし、昨年12月の定例会において福祉灯油の制度化についての質問に対して、今後における制度化の有無について毎年助成を行うことまでは考えていないが、ある一定程度の価格を超えた場合に福祉灯油として助成するよう制度化を図ってまいりたいと考えておりますと市長は答弁されております。そのことから、制度化に向け、その後どのように検討されているのかお伺いをいたします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 福祉灯油の制度化についてでございますが、昨年12月の定例会にて一定の灯油価格を超える場合に福祉灯油として助成するよう制度化を図ってまいりたい旨答弁させていただいたところであります。その後最近の灯油価格を見ますと、1リットル当たり120円を超えるような高止まりの状態が続いており、これは他の石油製品も同じ状況であるというふうに思っております。仮にここで制度化を果たしたといたしましても、この灯油価格の高止まり状態が続いたとすれば、経済の原理として年金や賃金も物価に見合った措置がされてくるものと考えられると思います。福祉灯油を制度化するには、このことも踏まえた上で考える必要があるという内部検討の結果となったところであります。今年度においては、福祉灯油の制度化は難しいものと考えておりますけれども、支給対象者と支給額を拡大した実施に向け作業を進めておりますし、制度化については今後も引き続き研究してまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 伊藤議員。

○6番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいま福祉灯油の制度化については現在の灯油価格の高止まり状態が続いていることや、この状態が続いたとしたら経済の原理として年金や賃金も物価に見合った措置がされてくるものと考えられることから、それも踏まえた上で内部検討の結果、今年度の福祉灯油の制

度化については難しいと、そういう答弁だったと思います。また、今年度は、福祉灯油の助成を昨年と比較して支給対象者と支給額の拡大に向けた作業を進めているとのことで、制度化については今後も引き続き研究してまいりますとの答弁でした。今年度につきましては、年度限りの対応を考えていることと思いますが、支援を必要としている低所得者の方々が安心して過ごすことができるよう今後も制度化を含め、どのような支援がよいのか引き続き検討をしていただきたいと思います。福祉灯油の制度化についてはこれで質問を終わります。

続きまして、件名2、項目1、乗合タクシーの実証運行についてお伺いいたします。令和3年度の市民アンケート調査結果において、赤平から移転したい理由の一つとして交通が不便であるということが挙がっており、また公共交通に対する不満度が高く、今後赤平市が力を入れる施策の中の上位にありました。そのことから、赤平市内における公共交通空白地域等のニーズを把握するために昨年乗合タクシーの実証運行を行っております。コロナ禍の中で外出することを控えている方々が多くおられた中で12月の1か月間という短期間の実証運行を行ったということもあり、検証結果については思いのほか利用登録者や利用者数が伸びなかった状況であったと思います。今年度につきましては、検証結果を基に乗合タクシーの実証運行を6月から来年の3月までと長期間での運行を行い、利用登録対象要件を拡大していることから、コロナ禍の中、まだ2か月しか経過しておりませんが、利用登録者や利用者数は若干増加しているのではないかと思います。まずは、実証運行の現状についてお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 乗合タクシー実証運行の進捗状況ということでございますが、議員のおっしゃるとおり昨年度の短期実証運行に引き続き今年度は6月から来年3月までの長期間の実証運行、加えて利用対象範囲を拡大した中で行っているところでござ

います。5月から事前の利用者登録の受付を行い、現在のところ東区域13世帯17名、西の区域17世帯23名、計30世帯40名の方にご登録いただいております。昨年、今年とコロナ禍ということもございまして、特に知らない方と乗り合うのにはちょっと抵抗があるというお声も多く聞くところでございますが、昨年実施時の16世帯23名の登録と比較すると、期間が違いますので、一概に比較とはなりませんけれども、前回よりは伸びている状況であります。6月1日から実証運行を開始し、2か月間のデータしか持ち合わせておりませんが、これまでの利用状況は6月で延べ20名、7月で延べ22名、2か月合計で延べ42名の方にご利用いただいている状況でございます。ご利用いただいた延べ42名の方の詳細でございますが、若木町で27名、平岸地区と昭和町がそれぞれ4名、文京町が3名、幌岡町が2名、美園町と桜木町がそれぞれ1名となっております。なお、先ほど来から延べ42名と申し上げておりますが、実人数で申し上げますと10名でございまして、この10名の方で複数回利用しているということでございます。また、乗降場所につきましては、連絡施設として市内4か所を設定しておりますが、全てコープさっぽろとマックスバリュ2か所となっております。主に買物での利用が見受けられる状況となっております。

○議長（竹村恵一君） 伊藤議員。

○6番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいま実証運行の進捗状況について答弁をいただきました。2か月間のデータではありますが、利用登録者数と利用者数が利用対象範囲を拡大したことにより若干ではありますが、伸びている状況であると思います。前回利用できなかった地域にお住まいの方々の新たな利用もあったとのことでした。交通に不便を感じている方々にとっては、必要な事業であると思います。しかし、自分で車を運転している方やご家族が送迎してくれる方など、ほかの交通手段があることでまだ利用しないという方は多いと思っております。また、中には乗合タクシーという名前は聞いたことは

あるが、詳しくは知らないという方もいらっしゃると思います。乗合タクシー制度が市民にとって今までにない新しい交通サービスの取組であるため、実際の利用をイメージしにくいということもあるのではないかと思います。そのような方々のために、さらなる周知やPRが必要であると思います。担当課で乗合タクシーの実証運行が6月から始まるに当たり、各町内会に乗合タクシー実証運行の説明に出向いたり、赤平広報にチラシを入れたほか、ホームページで周知しておりますが、今後利用拡大に向けて何か方策を考えられているのかお伺いをいたします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 利用者の拡大に向けた取組ということでございますが、私どもといたしましてはすぐに利用する予定がなくても取りあえず利用者登録をしていただくということで思い立ったときにいつでも利用できる環境をつくってもらおうということは大変なことではないのかなというふうに思っております。そして、一度乗車していただくということで、これは先ほど利用状況について答弁させていただきましたが、リピート率が高いという傾向もございますので、一度利用いただくと便利であるということを実感していただけるのではないのかなというふうに考えております。利用状況につきまして多いのか少ないのか、あるいは妥当なのか、ニーズがあるのかなのか現時点ではなかなか判断はできませんけれども、本市にとって近い将来重要な役割を果たすモビリティの一つになるかというふうに思いますので、私どもといたしましてはまずこの乗合タクシーという制度、これを知らない方に知っていただくということが一番大事なのではないのかなというふうに思っております。したがって、これまで広報の掲載ですとか、各町内会、会合などに出向きまして制度の説明をさせていただきましたけれども、今後も引き続き周知、PRに努めてまいりたいというふうに考えております。

ご承知のとおり、今回行っております乗合タクシ

ーの実証運行につきましては制度設計も含め、地域公共交通活性化協議会の同意、そして運輸局の許可によりまして来年3月まで実施するものでございます。今後活性化協議会の中で実証運行の中間分析など、次年度以降の実施方法等について検討していく予定でございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 伊藤議員。

○6番（伊藤新一君） [登壇] ただいま本市にとって近い将来重要な役割を果たすモビリティになるということと、乗合タクシーという制度を知らない方に知っていただくことが重要であると考えていると答弁をいただきました。私も、今後高齢化がますます進む赤平市にとっては地域公共交通というのは重要な政策であると考えております。市民の移動手段の確保については、これまでも多くの同僚議員の質問や要望がありました。担当課におかれましては、コロナ禍でまだまだ大変な時期ではありますが、各町内会、会合などに出向いていただき、今後も引き続き周知、PRに努めていただきますよう要望して、この質問を終わります。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（竹村恵一君） 暫時休憩といたします。

（午前10時24分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序2、1、新型コロナウイルス感染症について、2、個人情報について、3、健全な行財政の運営について、4、弔意表明について、5、政治と宗教について、議席番号7番、木村議員。

○7番（木村恵君） [登壇] 議席番号7番、日本共産党の木村恵です。件名の1、新型コロナウイルス感染症について、項目の1、第7波から市民の命と健康を守ることに、要旨の1です。発熱外来と検査体制についてお伺いしていきます。新型コロナウイルス感染症は、第7波に入り、新規感染

者はB A. 5にはほぼ置き換わりつつあります。日本共産党は、7月に第7波から国民の命を守るための緊急要請として発熱外来や検査体制、保健所体制や臨時の医療、療養施設を含む医療全体の体制などの拡充を政府に求めてきました。しかし、重症化しないと言われているこのオミクロン株を過小評価し、B A. 2系統が広がった第6波への対応の反省もないうまま6月には入国制限と空港検疫を大幅に緩和し、結果B A. 5の蔓延が進みました。感染者数は、7月に入って過去最高を更新し続け、現在はピークアウトしたという報道もありますけれども、高止まりの状況と言えるのではないかと思います。北海道が公表している赤平市の感染者数ですが、今年に入り、6月頃までは1か月平均39.5人ぐらいでありました。多いときでも1か月69人となっていました。しかし、7月3日から8月6日までで109人、8月7日から8月27日までの20日間では既に142人とピークは見えていない状況だと思います。発熱者や濃厚接触者が日に日に増え続けている中で発熱外来がパンクする、そういったパンク状態になる自治体も出てきております。PCR無料検査を受けることができずにいるなどの報道もあります。赤平市の発熱外来及び検査の状況はどうなっているのかお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 市立病院における発熱外来についてでございますが、ご承知のとおり院内感染を防ぐため、一般外来との患者の動線や診察する場所を分離するため旧リハビリ棟におきまして令和2年11月から運用しているところでございます。これまでの診療実績では、昨年度1年間で月平均の患者数は約70人程度であったところでございますが、ご指摘いただいておりますとおりのいわゆる第7波に入ってから患者数も大幅に増加し、この8月だけで約350人ほどの患者数を数え、陽性率も大幅に上昇している状況でございます。運用の仕方といたしましては、受付時間を小児を9時30分、大人は10時30分からとさせていただき、発熱者外来への診察につい

てはあらかじめ電話でご連絡をいただいてから来院していただいております。混雑時にはそれぞれの診察開始時間に差をつけて対応するなど、混雑の緩和と限られた人員での対応を可能としたところでございます。

発熱者外来がパンクしている自治体も出てきているがというご指摘についてでございますが、当院における状況といたしましては現在新型コロナウイルス対応として発熱者外来はもちろんのこと、感染者の入院治療に係る対応やワクチンの個別接種業務、あるいは正面玄関でのトリアージ作業など、通常診療以外の負担はこれまでの中でも特に厳しい状況となり、各職種総出で対応に当たっているのが現状であります。しかしながら、これまでに症状のない濃厚接触者、また疑陰性となる可能性が高いタイミングと思われる方などに対しまして電話等にて症状を確認した上で翌日以降の診察をお勧めする場合などもございますが、これらの方を除きまして病院として診察や検査の必要な方が受診できずにお断りをするといったケースに至ることはなかったと認識しております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君） [登壇] 発熱外来の状況についてですけれども、昨年度月平均70程度だったものがこの8月は約350人と陽性率も大幅に上昇したという答弁だったと思います。これ約5倍ということになります。しかし、そういった混雑の中、診療時間の調整、あるいは職員総出でといったこともあったと思いますが、そういうことを行いながら診察につながらないような方を出さないという取組は様々な努力されているのだということが今分かったと思います。ひとまず赤平市民の方々が診療、診察につながるということで安心はしていただけるのではないかとこのように思います。これが今がピークとなれば、今頑張ってやっていることは対応可能だというふうにも思いますが、これ以上の波がまた来た場合、来るとすれば対応し切れなくなっていくのではないかとこのように私思います。国は、いわゆるワ

クチン頼みで終息を図ろうと今までやってまいりましたが、実際はこれだけの感染拡大が起こってしまったというのが現実だと思うのです。後遺症であるとか重症化といったところには、一定の効果はワクチンはあると言われております。ワクチン接種は、必要だと思いますが、それでもこれだけの感染拡大というのは結果止められなかったというのが現実ではないでしょうか。さらに、これからもオミクロン株対応のワクチン承認されて、2回目打っている方へこれから接種ということも行っていくということもありますが、ワクチンの個別接種というのはやっぱり引き続き医療機関で行っていただかなければならないという状況なので、仮に新型コロナ、今5類感染症にするとかという議論もありますけれども、ウイルス自体が変わらなければ5類にしたところで、今もう既に骨抜き状態の対応になりつつありますが、医療機関が行う発熱外来であるとか、トリアージであるとか、ほかの患者さんから分けるということに関してはやっぱりやっていかなければ感染は止まらないので、いかなければならないと思うのです。こういった今の現状でさえ、医療現場がぎりぎりの対応を行っているということをしかりと国や道に伝えていって必要な支援や対策、抜本的に見直していただきたい、そういうことを要望していただきたいということを申し上げて、次の質問に移ります。

要旨の2です。自宅療養の経過観察及び支援などについてお伺いをしていきます。デルタ株が主流だった第5波と比べると、第7波の感染者数は10倍、死者は4倍になっていると言われていて一方で、重症者は3分の1になっていると言われております。感染症ですから、まずはこの感染の広がりを止めることが最重要と私は考えますが、そのために我が党は検査の拡充を強く求めてきました。そして、感染の広がりを予想して保健所や医療体制の拡充を求めてきたのです。しかし、政府は、現状の保健所体制や医療体制に合わせる対応といいますか、逼迫しないようにはどうしたらいいのかということに重きを置

いて政策を進めている、対応を進めているというふうに思います。最近の報道では、全数把握をやめ、高齢者、リスクの高い患者さんに限定することや療養期間の短縮、無症状者の行動規制の緩和などといった方針が示されていると思います。一見これ合理的に聞こえますけれども、冒頭言ったように感染者が結果増えてしまえば死者数も増えてしまうということだと思いますので、私はこの対策というのは全く評価できない内容ではないかというふうに考えております。コロナの重症の定義というのは、肺炎で呼吸器不全などで人工呼吸器が必要になるなどが主だったわけですが、第7波ではそういったことはほとんど肺炎等にはならないという状況、そのため軽症と分類され、自宅あるいは施設で待機、療養をするということになります。そうしている間に急変して、医療につながれないまま亡くなる方が今増えているということなのです。幾ら高齢者の方、リスクの高い患者の方はしっかり経過観察するといっている、やはり分母が増えてしまえば保健所の逼迫自体は変わらないのではないかと私思うのです。今報道されていることというのは、国あるいは自治体、地方の行政が何をするかということの綱引きといえますか、医療逼迫、保健所の逼迫がどうすればなくなるかという議論に終始しているように思います。市民の不安というのは、私が感染したらどうなるのか、あるいは家族が感染したら、子供が感染したらどうなるのか、そういう不安だと思いますので、そこに必ず医療につながりますと、必ず検査が行える、支援も必ず来ますと、そういう体制をつくって示すことがやっぱり行政に求められることではないかと思うのです。国も地方も行政は、こういうことを一番に考えて取り組んでいただきたいというふうに思います。

そこで、高齢者の独り暮らしの方、高齢者だけの世帯が多い赤平市ですが、こういったことにならないよう、こういったことというのは先ほど言ったように医療につながれないまま自宅療養でということなのです。そういうふうにならないように、しっかりと

経過観察も含め、支援を強めていかなければならないと思うのですが、現在の経過観察の体制どのような状況なのか、また自宅療養時に食料などの支援物資を送られてきますけれども、療養期間が終わる頃に配達されるなどという報道もあります。こういった自宅療養支援の実態も併せてお伺いをします。

○議長（竹村恵一君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（千葉睦君） 自宅療養されている方の経過観察の体制及び自宅療養支援の現状についてでございますが、現在自宅療養されている方の健康観察や相談対応は各保健所が行っており、赤平市にお住まいの方は滝川保健所が対応しております。健康観察の方法としましては、関係者間の情報共有、把握の迅速化を図るため、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム、HER—SYSが用いられており、若い方で軽症の方などはご自分でシステムに毎日の健康状態を入力する仕組みとなっております。一方、ご高齢の方や重症化リスクがある方、若い方でも体調不良の方、スマートフォンやパソコンをお持ちでない方、操作が苦手な方などは毎日電話で体調の確認が行われ、症状の悪化等が見られる場合は状況に応じ保健所職員が医療機関と入院や受診の調整を行っております。ご高齢の方や体調が悪化する可能性がある方には、パルスオキシメーターが配送されており、体温や酸素飽和度等を参考に悪化する可能性が高いと判断された際には早期に医療につなげるよう努められております。ひとり暮らしの高齢者の方など対しましては、体調確認だけでなく、食料の買い出しなど生活で困っていることがないか確認しており、身近に支援してくれる方がいない場合は必要に応じサービスの紹介や市に相談が来る体制となっております。あと、保健所と市の連携としましては、電話で体調確認の際に連絡がつかなく、訪問の必要性がある場合は滝川保健所から赤平市に連絡が入り、市職員が訪問する体制を取っておりますが、現在のところ訪問し、安否の確認が必要とされた案件はございません。

ほかに、道では自宅療養セットを配送しておりま

すが、感染者数が多い時期には発送が滞ることもあり、道では事業の委託先を1社から8月末には3社に増やし、セット内容も小型化に変更するなど、迅速な配送に向け取り組んでいるところです。市内の取組といたしましては、新型コロナウイルスに感染し、自宅療養する人や濃厚接触者となり、誰にも頼めず、買物で困っている方への支援として赤平市社会福祉協議会が今年2月からお買物代行支援を開始しております。利用状況ですが、8月に入り、申込みが増え、現在のところ8件の利用となっております。サービスを利用された皆さんからは、大変助かったと感謝の言葉をいただき、中には自分も困ったときに誰かの役に立ちたいとボランティアを希望される方もいらっしゃると伺っております。このようなコロナ禍ですが、関係機関のご協力により支え合いの輪が広がっていることをありがたく感じております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君） [登壇] 若い方、軽症の方はHER—SYSに自分で入力しているが、高齢者、重症化リスクの高い方などは電話で体調確認などが行われていると、状況に応じて入院、受診の調整もされているということが確認できました。報道などでは、この部分で保健所に連絡がつかないとかということがあったりするのですが、返答が来なかったりということがありますが、今の答弁ですと、逆に保健所からしっかり連絡がつかない方は市のほうに連絡が来ているということですので、現時点で急変で医療につながらなかったなどというケースはないのだろうという理解でいいと思います。

また、自宅療養セットについてもやはり滞ったりする状況はあったと、それで道のほうでも委託先増やすなどしているというご答弁だったと思いますが、赤平市独自の取組として今社会福祉協議会の買物代行、利用が増えているということありましたけれども、中にはボランティアをしたいという声まであったということですが、大変評価されるしっかりとした取組だなというふうに感じました。

しかし、国の方針でいいますと、こういった取組、保健所の取組も含めてですけれども、さらなる感染拡大起こってしまうと保健所の負担軽減の名の下にやめられていく、縮小されていく可能性がありますので、ぜひ市民の健康と命守るためにも市独自で行っているものに関してはしっかりと継続、拡充していただくと、そして国に対しても必要な支援を打ち切らないように強く求めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。件名の2、個人情報について、項目の1、マイナンバーカードについて、要旨の1です。交付率向上と取扱いなどについてお伺いします。政府は、マイナンバーカードの交付率を地方交付税に反映させ、取得率が高い自治体に交付税の配分を増やす方針を打ち出しました。マイナンバーカードを保険証とする場合とそうでない場合に診療報酬、医療費に差をつけるであったり、ポイント付与をするなど、徹底した普及を目指しています。マイナンバーカードの取得率ですけれども、7月末時点で全国平均45.9%、北海道は42.9%となっています。現時点で赤平市の状況どうなっているのでしょうか。総務省は、取得率が平均を下回る自治体を重点的フォローアップ対象団体として普及率向上の対策強化を求めています。これは、どのような内容で、赤平市はどう対応しているのかお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） マイナンバーカードについてでございますが、最初に当市の取得率についてお答えいたしたいと思います。今年7月末現在の交付枚数は3,789枚で、交付率は39.3%であります。交付申請を行っている方は4,424人おり、申請率は45.9%であります。また、国から示された8月21日現在の数値といたしましては、交付枚数は3,883枚で、交付率は40.3%、交付申請を行っている方は4,612人おり、申請率は47.8%であります。

次に、国から重点的フォローアップ対象団体として普及率向上の対策強化を求められていることについてですが、今年5月、総務省から各地方自治体に

対して普及促進の強化に関する通知が発出され、当市の交付率は国の基準である申請件数率及び先月からの伸び率、これを下回っていることから、対象団体として道内71市町村のうちの一つに指定されました。これにより、本市では市内の団体や事業所へ出張申請を依頼したり、庁舎内に受付窓口を設置し、申請書の書き方や写真撮影などのサポートをしたりしているほか、市広報紙やホームページでもその旨をPRしております。国が目標とする令和4年度末までにマイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることは、相当な困難を伴うと予想されますが、引き続き制度の利点などの周知を図るとともに、多くの個人情報が含まれるカードの取扱いには細心の注意を払いながら今後も対応してまいりたいと存じますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君） [登壇] 7月末の交付率が39.3ということ、8月21日時点では申請率が47.8ということなので、全ての方に交付されればこの数字になるのだろうということです。5月には、国の基準を下回っていたため、対象団体として指定されたということも明らかになりました。取組については、ホームページや広報で案内されている内容だったというふうに思います。出張申請であるとか、庁舎内の窓口、こういったもので促進をしているということでした。今の答弁で交付申請伸びていることは一定分かりましたが、そもそもなぜこれが普及しないのかということについては、まず1つ目に分かりづらいついことがあつて思つてます。そして、2つ目に必要性を感じないと。3つ目、これ私が一番懸念していますが、個人情報の漏えいなどの不安があるということだと思つてます。大きくはこの3つだと思つてます。幾らコマーシャルを流してもこういったところについて分かりやすく丁寧に説明がされなければ、全国民に行き渡るはずがないというふうに私は思つてます。答弁でも先ほど相当困難が予想されるということ言われたと思つてますが、国がこの制度の決定過程や安全性の確保などについて説明をき

ちんとしてこないまま進めてきたからにはほかならないのだというふうに思います。対応に当たっている担当部署の職員の方々、大変苦労されているというふうに思います。いずれにしても、交付申請というのは義務ではない以上、強制するようなことは決してできません。それを地方交付税に反映させるという国の方針自体が間違っているのではないかと強く指摘したいと思います。

情報漏えいの不安についてですが、先ほど取扱い、細心の注意を払っているということをご述べていただきましたが、どのように取り組まれているのかお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） マイナンバーカードの保管や交付時のセキュリティ状況についてでございますが、様々な制度に利用可能なことから、当市にカードが届いてから市民の方に交付されるまで厳重な管理の下で対応しております。具体的には、最初に保管に関してですが、カードを発行している地方公共団体情報システム機構から当市へカードが届くと担当課では枚数を確認するほかに、専用パソコン内のデータと1枚ずつ顔写真や氏名、生年月日等の情報を確認いたします。このときに専用パソコンを操作できるのは、限られた職員のみで、処理を行うためにはその職員の手ひら認証とIDが必要であり、不特定多数の職員から専用パソコンにアクセスできない仕組みになっております。確認作業終了後は、カードをロッカーに保管しますが、このロッカーは常時施錠してあり、さらにロッカーの鍵は暗証番号入力タイプの電子保管庫に入れてあることから、カードを取り出すためには最初に電子保管庫を開けて鍵を出し、その鍵を利用してロッカーを開ける二重ロックとなっております。また、鍵を使用した者は、氏名、使用時刻などを管理簿に記入しなければなりません。

次に、市民への交付時の対応についてでございますが、市役所窓口へ来られた方に対して運転免許証等の本人確認用書類を提出していただき、マイナン

バーカード情報とも照合し、本人確認ができた後に交付いたします。このときも専用パソコンを操作できるのは、限られた職員のみで、保管時と同様に手のひら認証とIDが必要となり、操作終了後は操作者の氏名、操作時刻及び操作内容を管理簿に記入いたします。そのほかにも1週間に1度専用パソコンの操作履歴を確認し、不正操作等がないことを確かめております。このように情報漏えいが起きないように取り組んでおりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君） [登壇] ヒューマンエラーで個人情報漏えいしてしまった事例というのは、全国でも度々報道されておりますけれども、今の答弁で情報確認であるとか、アクセス制限、施錠、本人確認、操作履歴の確認等、厳重な管理の下、取り組まれているというのは分かりました。それでも万が一ということありますので、大変でしょうが、しっかりと慎重な取扱いをしていただきたいと思います。

繰り返しになりますが、交付されてからの管理というのはやはり自己責任となります。必要性が感じられないということもあって、なかなかこれ解消されていないので、交付率伸びないかもしれませんが、全国民に行き渡らせたいという国はさらなる対策強化を求めてくるかもしれません。決して強制にならないように取り組んでいただきたいと思います。強く求めて、次の質問に移ります。

項目の2、個人情報保護について、要旨の1、個人情報保護条例の改廃について伺っていきます。昨年5月に成立したデジタル関連法による個人情報保護条例の改廃案が検討されていると思います。この法律は、自治体を持つ膨大な個人情報のデータ活用を成長戦略に位置づけ、これを外部提供し、AI、人工知能で分析をさせ、経済に生かすことが目的の一つとされております。日本共産党は、国会で個人のプライバシー侵害、地方自治の侵害、国民生活への影響、利益誘導、官民癒着の拡大といった多くの

問題があるとして反対をしました。個人情報保護法の改定で自治体がそれぞれ設けてきた個人情報保護の規定がデータの流通の支障となるとして、全国的に共通ルールの下に一元化するとされました。例えば条例には、個人情報の収集は直接収集するなど収集の制限、目的外利用、外部提供の制限、オンライン結合の制限などの原則が定められ、例外とする事例には個人情報保護審査会の意見を聞くなどが定められております。しかし、こういった自治体ごとの規定、一旦リセットされることになるのです。令和3年度改正個人情報保護法の施行準備についてという国の個人情報保護委員会事務局と総務省の自治体局の資料によりますと、条例ではオンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いを特に制限することは許容されない、また個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは今回の法改正の趣旨に照らして許容されないなどと強い言葉で示されております。まさにこれ地方自治の侵害ではないかと私は考えます。さらに、条例では第1条に定める目的を個人情報の保護が個人の尊厳の確保に不可欠であることに鑑み、基本的人権を擁護することなどに置いておりますが、共通ルールとして置き換わる国の個人情報保護法の目的は個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人の権利利益の保護は個人情報の適正かつ効果的な活用や個人情報の有用性に配慮しつつ行うものにしてしまっています。目的そのものが基本的人権を擁護するよりも情報の有用性、効果的な活用に重きを置いているように受け取れるものになっています。本来の目的を失ってしまう危うさを感じるわけですが、来年4月の改正法施行に向けて条例改廃の検討、今されていると思いますので、現在どのように進められているのかお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 総務課長。

○総務課長（林樹樹君） 個人情報保護条例の改廃の状況についてでございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により

個人情報保護法制の一元化が図られ、令和4年4月1日に個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、この3つの法律が1本の法律に統合されて、併せて地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールが規定されるということで令和5年4月1日に施行されます。この法改正によって当市においても統合後の法律の適用を受けることとなりますので、関係する条例等について検討し、必要な改正を行うこととなります。改正の考え方として、条例では法と重複する規定となるため重複部分を削除するとともに、条例に規定することが許容されている要配慮個人情報や議員ご指摘の個人の権利利益保護につきましても考慮して準備を進めている段階でございます。条例改正の提案につきましては、改正個人情報保護法施行日の令和5年4月1日に合わせて進めてまいりますので、ご理解いただければというふうに思います。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君） [登壇] 考え方として、重複部分の削除、あるいは条例に規定することが許容されている要配慮個人情報など、個人の権利利益保護などについて考慮して進めているということだったと思うのです。重複部分というのは、いわゆる共通ルールの部分がほとんどになると思います。先ほど言ったような条例案にならざるを得ないのだろうと思うのです。そして、条例に規定することは、許容されている部分についてですけれども、極めて自治体独自に定めることができる内容というのは限られているというふうに私思います。例えば保有している個人情報開示等の請求に係る写しの作成手数料であるとか、開示の期間であるとか、期限であるとか、そういったところがほとんどではないかと思うのです。また、さっき言ったように、審議会に諮問を要する場面というのはこのままいくと減らされてしまうのではないかと懸念もあると。いずれにしても、1999年から政府が個人情報保護法の制定検

討開始する前に既に全国の約半数の自治体で個人情報保護条例というのは制定されていたと。赤平市だと1998年だったと思いますが、国に先行して個人情報保護条例というのは整備がされてきて、内容も発展されてきたという歴史というか、経過があります。こういったものがいわゆる地方自治の象徴的存在だと思うのですけれども、一旦これリセットされてしまうというのが今回の法改正だということは言っておきたいと思うのです。残念な思いもありますが、法改正してしまった以上、条例の改廃というものは行わなければならないということになりますので、先ほど述べられた個人の権利利益保護、こういったところ十分考慮していただいて取り組んでいただきたい。

次の質問に移ります。要旨の2、匿名加工情報についてお伺いしていきます。今回の法改正による条例の改廃に当たってですけれども、匿名加工情報制度というものがあります。匿名加工情報とは、特定の個人を識別できないよう加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報をいい、加工されたことで非個人情報となるため、本人の同意を得ずに第三者提供であったり、目的外利用が可能になるというもののなのです。2017年度から非識別加工情報制度として行政機関等に導入されていたのですが、全国の自治体でこの制度を設けているのは僅か7自治体となっております。広がらなかったということです。そこで、今回の法改正でいわゆる共通ルールとして名称も匿名加工情報と改め、この制度を広げようということなのです。改正法では、附則の第7条の規定により、当分の間は都道府県と政令指定都市のみにこの匿名加工情報の利活用の提案募集を義務づけております。一般市区町村は、この匿名加工情報の利活用の提案募集についてはいわゆるできる規定ということになるわけです。義務ではないと。この点について私は慎重であるべきだと考えておりますが、現在どのような議論がされているのかお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 匿名加工情報の利活用についてでございますが、地方公共団体は実際に匿名加工情報の提供制度が運用された実績が乏しいことから、適切な運用ができるかについての懸念があるということで、当分の間都道府県及び政令指定都市を除く他の地方公共団体につきましては任意で提案募集を実施できるとする経過措置が改正個人情報保護法の附則に規定されております。

議員ご質問の本人の同意を得ずに第三者へ情報提供、目的外利用が可能となるとは、個人の権利利益保護は担保されているのかといった趣旨だと思います。市といたしましては、どこまで加工すれば匿名加工情報となるのかの判断が難しいこと、情報提供する内容や件数によっては個人を識別されるリスクも高まるといった課題があるのではないかと考えているところであり、個人情報保護の観点から慎重に検討し、また今後の国の動きにも注視しながら条例改正に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君） [登壇] どこまで加工すれば匿名加工情報となるのか、あるいは情報提供する内容や件数によっては識別されるリスクが高まると、そのとおりだと思います。さらに言えば、匿名加工情報ですか、そういったものが本当に復元できないのかということはどうやって証明するのかということもあると思うのです。私それ難しいのではないかと思います。そういうことも含めてこの部分については、ある自治体の審議会ですけれども、住民にとって不安が拭えない側面があるよということで、単にほかの自治体が導入する、市区町村が導入する予定がないといった消極的な理由ではなく、しっかりと慎重に検討していく必要があるという意見も出されているというのがありました。これ自治体それぞれの姿勢が問われてくるポイントだと思いますので、条例案の策定までまだ時間ありますので、今の答弁どおり慎重に検討していただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。要旨の3です。自衛隊に対しての青年の名簿提供についてお伺いをしていきます。2017年度は、全国で632自治体であったものが2021年度は937自治体、初めて過半数を超えて自衛隊への名簿提供が行われたと言われております。名簿提供に対する畠山市長の見解は、2020年12月の第4回定例会、個人情報保護条例に基づく適正な手続を経て情報提供が必要があると、年度中に赤平市情報公開・個人情報保護審査会を開催していただき、審査会の意見を聞かせていただいた上で対応していくというふうにされておりました。昨年度は、情報提供を行ったのか、また行っていた場合、赤平市個人情報保護条例第9条の特定個人情報以外の個人情報の目的外利用の規制、この規定による外部提供に当たるとはならないかと私は考えますが、その解釈でいけば同条の除外規定、第1号、本人の同意があるときに該当しなければならぬと思います。該当する個人が外部提供を望まない場合、その意思を確認する必要があると考えますが、どのように行うのか、その点についてどのような解釈で適用したのかお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 自衛隊への情報提供についてでございますが、令和2年の第4回定例会におきまして赤平市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、対応するとの答弁をさせていただいたところであります。そこで、令和3年2月に審査会を開催し、自衛官等募集事務に利用することを目的とする個人情報の提供については妥当であるとの答申をいただき、併せて個人情報の提供を希望しない人を除く必要があるとの意見もいただいたところであります。このことから、昨年度は情報提供を行っております。また、情報提供を希望しない市民への対応につきましては、市に除外申請書を提出いただき、除外申請のあった市民を除いて自衛隊へ情報提供をするものとしております。除外申請の周知につきましては、広報あかびら及び市のホームページにおいて実施しております。しかしながら、個人情報保護条例第9

条に規定する本人の同意があるときに照らし合わせますと、広報及びホームページでは気づかない方もいらっしゃるのではとも考えるところであります。より対象者に周知が図られるよう周知方法を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君） [登壇] 令和3年2月に審査会を開き、自衛官等募集事務に利用することを目的とする個人情報の提供については妥当であると答申をいただいたと、その際希望しない人を除く必要があるとの意見も添えられたという内容だったと思うのです。ゆえに、昨年度は情報提供を行ったということが確認されました。ここは、審査会を開き、答申に沿って行われたということで、適切に行われているというふうに私は理解をしたいと思います。他方、除外申請については、措置はあるものの、その周知はホームページ、広報あかびらだけということで不十分だったという認識に立ち、今後より周知が図られるよう検討していくという内容の答弁だったと思うのです。いいことだと思うのですが、そのとおりなのです。除外申請措置を設けている自治体というのは結構あるのですけれども、ほとんどが今と同じようにホームページと広報等による周知だけなのです。この自衛官等募集事務に利用する目的の提供、提供の運用状況というところには公表されておりません。言えば、ホームページを開いてもこの事実が分からないわけですね。対象になっている方も、自分が名簿提供されているかどうかを確認しようがないということになると思います。ですから、今青年の方々は、実際はその事実すら知らないという状況ではないかと思うのです。これは、やっぱり条例の趣旨に照らしておかしいのではないかと思いますので、今答弁にありましたように除外措置ということがきちんと働くように早急に改善のほうをさせていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。件名の3、健全な行財政の運営について、項目の1、旧3小学校活用検討会議

について、要旨の1です。検討会議の構成と協議内容、進捗などについて伺ってまいります。畠山市長の公約の一つである事業決定過程の透明化について昨年12月の第4回定例会で私が質問した際に、今後与えられた任期の中で取り組むものとして考えられるのは小学校統合後の3つの旧校舎の活用に関する情報を提供し、市民の皆様と共に公共事業の進め方について考えてまいりたいというふうに述べられたと。そして、今年度の市政執行方針では、赤平市における公共施設の厳しい現状を踏まえた上で本当に必要な公共サービスとは何か、またそのサービスを維持していくための負担はどうあるべきかを考えていく、統合後の3つの旧校舎に関する運用費及び改修費等の情報を提供し、市民の皆様と共にその活用の方向性について検討をしていくと述べられました。そして、言葉どおり6月の第2回定例会では旧3小学校活用検討協議会、これが立ち上げられて協議が開始されたことが明らかになりました。市民の意見を伺う時期については、検討資料が整った以降にとされておりましたが、まず活用会議の構成及びこれまでの協議内容についてお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 旧3小学校活用検討会議の構成メンバーでございますが、副市長を議長とし、関係各課長として総務課長、企画課長、財政課長、市民生活課長、社会福祉課長、商工労政観光課長、建設課長、建設課参事、学校教育課長、社会教育課長で構成しております、事務局的な役割を企画課で行っております。

これまでの協議の内容でございますが、6月に第1回目の会議を開催し、旧3小学校の利活用についての課題整理や進め方など目的を共有し、既存施設の状況、安全性、コストをデータ化し、検証していくことについて協議いたしました。本市の公共施設等総合管理計画及び個別施設計画、各施設所管課で策定している管理計画等を勘案しながら、それぞれ3小学校ごとに老朽度や土地の状況、地域の諸問題などを考慮し、さらに現在の物価や原材料の高騰も

考慮した中で超概算ではございますが、改修費等ケースごとのコストを算出し、8月8日開催の第2回検討会議において提示したところであります。施設の規模も大きいこともあり、ケースごとの費用も想定を上回り、市の財政状況を圧迫しないかなど、将来を見据えた判断をしなければならないことから、慎重な意見が多く出たところであります。また、例えば旧平岸小学校を平岸コミュニティセンターに改修したような活用方法については、財政的に非常に厳しいとの意見も多く見られたところでございます。それらも踏まえた旧3小学校の建物の状況や地域特性、用途地域なども考慮した中で地域活性化も期待できる民間活用案などを中心に協議していく方向であります。なお、議会や周辺地域にお住まいの方をはじめとする市民の皆様にご提示できるものにするためには、さらに精査が必要と考えられますので、いましばらくお時間をいただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君） [登壇] 検討会議の構成は、9つの課で10名と副市長入れて11名の会議ということで、大変人数、各課にわたって行われているということが分かったと思うのです。

進捗状況ですけれども、6月に目的の共有や進め方など確認したと、8月には改修費等の概算を示したということで、これまで2回行われているという内容だったと思うのです。協議内容は、将来を見据えて慎重な意見が多く出たように今答弁がありましたが、それでも地域活性化も期待できる民間活用案ですか、そういったところも中心に協議していくことだったのです。いましばらく時間かかるのではないかという内容だったと思うのですが、私は思ったより進んでいる印象をまず受けたのです。というのは、一番時間がかかるのはもしかすると改修費やランニングコストなどの概算ではないかなというふうに思っていたのですが、超概算とおっしゃってございましたけれども、そういったところは今出ているということでした。これは、早いなというふうに思います。他方、民間活用案ということですから

ども、私これは恐らく初めて聞いたのではないかと
思うのですが、この案件についての民間活用という
のは。民間活用といいますと、例えばもちろん売却
もあるでしょうし、賃貸もあるでしょうし、官民連
携ですとか、指定管理、様々な形態といいますか、
あると思うのです。さらには、相手方も当然ある、
募集とか、あるいは条件などこれからもっと、すご
く検討材料が増えたなというイメージを受けるので
す。そうなると、ちょっと時間もかかっているの
ではないかというふうに思うのですが、改めて確認を
したいのですけれども、この議論の土台となってお
りますのは公共施設等総合管理計画、またその個
別計画だと思うのです。それで、公共施設等総合管
理計画でこの旧3小学校の方針についてはどのよう
に記載されているのか、また個別計画の計画期間
の中で実施期間というののどのように記載されて
いるのかお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 令和3年4月改定の赤平市公
共施設等総合管理計画では、学校教育施設の方針
の中で統合小学校整備後の現小学校については本計
画において他施設の機能移転先としての活用方を
幾つか提案しておりますが、実現に当たっては近
隣住民を含めた議論の下、具体策を検討するとな
っております。

また、令和3年3月策定の赤平市個別施設計画
では、実施時期について2021年から2030年の
10年間を前期、後期に分けておまして、旧3小
学校ともに前期に活用方策の協議、検討とし、
後期に有効活用となっております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕 確かに公共施設
等総合管理計画の中で学校教育施設の方針、統
合小学校整備後の現小学校については本計画に
おいて他施設の機能移転先として活用方を幾
つか提案しているが、実現に当たっては近
隣住民を含めた議論の下、具体策を検討して
いくとあります。また、個別計画のほうでも
実施時期については2021年から30年まで

の10年間、前期、後期に分けて、つまり前期、
2021年から25年までは活用方法の協議、検
討というふうになっている、26年度以降が
有効活用期間というふうになっていると思
います。これは、昨年5月18日、行政常
任委員会のほうに提出された資料ですけれ
ども、委員会でも実施時期等について取
組が遅いというような指摘は恐らくなかつ
たというふうに記憶しております。つま
り実施時期としては、適切に計画に沿っ
て進められているということが今分かつ
たと思います。しかしながら、特に個別
計画に示されている対策内容、赤間小
学校であれば図書館ですとか、炭鉱歴
史資料館であるとか、スカイスポーツ
振興センター等々、茂尻小学校であ
れば公民館、茂尻児童館、近隣の町
内会館の機能とかいうことですが、
この書いてある対策内容と現在の地
域住民の要望が必ずしも一致してい
るとは限らないということだと思
うのです。現に民間活用という新
しい代替案が今検討されているとい
うことですので、改めてですが、
畠山市長の公約である事業決定過
程の透明化、この事業で行うこと
にしたことについて考えをお伺い
します。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 議員ご指摘のとおり、行政
常任委員会でご説明いたしました個別施設計画
では、前期の2021年、令和3年から2025年、
令和7年までを活用方策の協議、検討の期間
とし、後期の2026年、令和8年から2030
年、令和12年までを有効活用期間として
おります。したがって、本年度はちょうど
活用方策の協議、検討に取り組んでおり、
計画どおりに進んでいるところであります。
しかし、茂尻、豊里、文京の3つの地
域をはじめとする市民の皆様と大きな
財政負担を伴う議論をするということ
になりますと、計画どおりではござい
ますが、やはりかなりの時間を要する
ものと考えております。

そこで、私の公約であります政策決定
プロセスの確立について事業の決定過
程の透明化を示させていただいてお
りますが、その事業というのは市民
の中に分断が発生してしまうかもし
れないような事業で

ございまして、例えばこれまでも大きな議論となった炭鉱遺産ガイダンス施設の建設などをはじめとした炭鉱遺産活用基本構想のような事業のことでございます。このたびの旧3小学校の活用の方向性については、予算規模からしてもこれらと同様の事業であると考えておりますことから、市民の皆様と共に議論した上で判断してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕炭鉱遺産活用基本構想のような大きな議論、まさに市民も議会も分断されたような議論にならないよう公約の政策決定のプロセスの確立といいますか、透明化というのをやっていくのだという内容だったと思うのです。本当に豊里、茂尻、文京、3つの地域の住民の方々の要望と赤平市全体で将来的な財政負担ということを考えていくと、これを住民合意するという事はやはり協議に時間を要するのは当然ではないかというふうに思います。半年、1年でもしかすると結論は出ないのかなという気もしますが、それこそ急いで拙速に決断すると今言われたように市民の中で分断が起ころかもしれないという懸念はあります。そういうことで今のような形で進められるということで理解したいというふうに思うのですが、やっぱり改めて丁寧に地域住民の意見や要望を聞き取り、さらにしっかりとした情報を提供する、将来見通しを提供して市民の方々と一緒に利活用を考えていただきたいと思いますということを申し上げて、次の質問に移ります。

件名の4、弔意表明について、項目の1、半旗掲揚について、要旨の1です。安倍元首相の国葬についての内容になります。岸田首相は、弔意を国全体として示すことが適切だなどと主張し、国葬を閣議決定しました。また、国葬の費用については、国会での審議に応じず、約2.5億円を予備費から支出することも閣議決定された。ちなみに、この予算は、サミット並みと言われる警備費や接遇費が含まれておらず、実際には30億円以上かかるのではとも言わ

れている、そういったことで反発を招いているということ。今朝の新聞報道だと、今日10億円以上の概算を公表するというようなことも記事で載っていましたが、いずれにしても幾らかかるかはやってみないと分からないとまで言っていたので、反発を招いているということ。もともと国葬というのは、戦前天皇と皇族、国家に偉功のある者に対して国葬令に基づいて行われ、天皇中心の専制国家を支える儀式となっていました。戦後国葬令は失効しており、法的根拠が今はありません。それを国会審議もせずに閣議決定だけで進めるというのは、民主主義の否定だと私は思います。今ほぼ全ての世論調査で反対が上回っています。法律家の方や学者の方、文化人の方などが反対を次々に表明する、さらに日本全国各地で反対の声が上がる状況となっています。その動きで結果として、松野官房長官は8月26日の記者会見で弔意表明を各府省に求める閣議了承を見送りました。しかし、そのすぐ後、8月31日、岸田首相は記者会見で今度は葬儀委員長として葬儀委員長決定ということで各府省においては弔旗を掲揚するとともに、一定時刻に黙祷を行うこととするという、そういう決定を行いました。この動きが国の関係機関や地方自治体に広がる懸念があるのではないかというふうに思います。去る7月12日、安倍元首相の葬儀が行われましたが、道内でも北海道からの連絡を受け、市庁舎や市有施設、小中学校で半旗掲揚が行われた自治体があったと報道されています。このとき赤平市は、どういった対応を行っていたのか伺います。さらにまた、国葬が行われた場合に赤平市はどう対応する考えなのか伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 弔意表明についてでございますが、まず初めに7月12日の安倍元首相の葬儀につきまして赤平市においては半旗掲揚など弔意表明は行わなかったところであります。また、その際に国や道からも協力依頼はなかったところであります。

次に、国葬が行われた場合の対応についてでございますが、政府が弔意表明を求める閣議了解を見送

ることを踏まえ、喪に服することを地方公共団体、民間企業、国民に要請するものではないと記者発表しております。このことから、弔意表明の協力依頼はないものと思いますが、今後の国の動きにも注視しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕 7月12日については、半旗掲揚などの弔意表明は行わなかったということです。それが分かりました。国や道からの協力依頼もなかったということです。北海道から連絡があって半旗掲揚した自治体があるということなので、北海道はでは道内一律ではなく一部の自治体に連絡をしていたという推測が成り立ちますが、そのことに関しては疑問も残るのですが、道議会のほうでしっかりと調査してもらうこととして、国葬なのですけれども、弔意表明の協力依頼はないものと思うと、今後の国の動きにも注視しながら適切に対応していくということだったのです。個人個人が弔意を表明するかどうかについては、憲法19条の思想及び良心の自由ということになると思うのです。そこは、問題はないのだろうと思うのですが、自治体が半旗掲揚を行うということは少なくともですけれども、その自治体の住民全体に弔意を強制するといえますか、そういうことになるのか。私は、少なくとも要請はすることになるのかなと。例えば黙祷をしますので、協力をお願いしますと、そういうことにもなるのではないかと思うのです。今回の国葬についてですけれども、明後日ですか、8日に閉会中審査をやるということの報道されておりますが、たった1日ということです。今回の国葬は、法的根拠がない、さらに予算審議もされていない、閣議決定のみで行われるというようなものです。こういった状況だからかと思いますが、この短期間で反対署名は実に40万筆に達しているという報道もありました。さらに言えばですけれども、時の内閣や政権党が政治的思想、思惑によって特定の個人を国葬といういわゆる特別扱い、法律にもない特別扱いするというこ

とは憲法14条の法の下での平等にも反する、この国葬を強行すれば岸田首相の言うように国全体で弔意を表す儀式となり、それは憲法19条の思想及び良心の自由にも反すると、私はこれ二重に憲法違反だというふうに指摘をしたいと思うのです。畠山市長は、適切な対応していくということだったので、この指摘を強くさせていただいた上で適切な対応を望みたいというふうに思います。

次の質問に移ります。件名の5、政治と宗教について、項目の1です。旧統一教会との関わりについて、要旨の1です。日本共産党、これ統一協会という名前で統一しております、協会の協というのは協力の協という字を使っております。それは、過去の日本共産党の取組にもつながることではありますが、この教会の文字ですと非常にその被害を受けた方が分かりづらいということもあって統一をしております。ただ、今回は一般質問の通告なので、一般的に報道されている旧統一教会という文字を使わせていただいております。連日テレビ、新聞等で報じられていますけれども、この問題、霊感商法などで多くの被害を生み出してきた旧統一教会です、いわゆる。政治の癒着の問題に国民の怒りが広がっていると。閣僚をはじめ、次々と自民党の国会議員などは関係が明らかになっていると。地方政治の首長や地方議員でも関係が指摘される報道がまた次から次へと今出てきているという状態なのです。私この問題一番何が問題なのかというと、こういった多くの被害を生み出してきた反社会的な集団の関連団体などに大臣あるいは国会議員、首長や地方議員がそういう団体と知っていようが知らなかりょうがメッセージを送ったり、講演会を開いたり、あと何かのイベントの講演をしたり、祝電を送ったりすることで新たな被害を生み出しやすくしてしまっていると、お墨つきを与えてしまっているということになると思うのです。そこが一番の問題ではないかと思いますが、もうほとんどの方これ忘れていないかと思いますが、マルチ商法で被害者を多く生んできたジャパソライフ、当時の会長が桜を見る会に招待されたこ

とを使って数多く被害者を増やしていたという疑惑もありました。今回の統一教会の関係も根っこの部分は私同じではないかと思うのです。こういった関係は、決してあってはならないというふうを考えます。そこで、赤平市としてですが、統一教会の関連団体等に関するこれまでの関与というのとはなかったのか、これを厳正に調査し、公表することを求めたいのですが、もちろん今後一切関係を持たないということも併せて求めたいと思うのですが、この点についての考えをお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 旧統一教会の関連団体への関与についてでございますが、旧統一教会の関連団体については様々な団体が設立されているようでございますが、これまでに講演や祝電を送ったという認識はございません。報道等によりますと、旧統一教会の関連団体との認識がなかったことから、講演の承認やボランティア活動の参画団体としての登録をしていた自治体もあったようであります。今後におきましては、旧統一教会の関連団体について厳重に確認した上で適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕 関連団体が様々あるようだが、これまで講演や祝電を送ったという認識がないということでありました。今後においては、関連団体については厳重に確認して適切に対応していくということだったと思うのです。今後については、もちろん関係を持たないということは極めて重要だと思います。そして、今まで関係した認識はないというだけでは若干不十分ではないかというふうに私は思います。確かに答弁にあったように知らずに関係していたという自治体あったと思いますが、私先ほども言ったように知らないで関係していたにせよ、そういった新たな被害者を生むことに利用されていたことになるのです。もし関係していたことが発覚すれば、きちんと公表した上でしっかり反省をして、その経過を含めて、今後一切関わりを持た

ないと示すべきだと私は思います。なぜなら、被害者を多く出してきた反社会的な集団だからということになるのです。反社会的なカルト集団だというふうに私は思います。全国霊感商法対策弁護士連絡会のホームページ見ますと、その関連団体のリスト、全部ではないと書いてありますが、載っております。実に70以上の名前が載っています。様々な分野に広がっています。改めてこういったことも調べて厳正に調査を行い、今後一切関係を持たないということ強く求めて、質問を終わります。

○議長（竹村恵一君） 暫時休憩いたします。

（午前11時41分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序3、1、児童福祉について、2、太陽光発電施設について、3、建設事業について、4、公営住宅について、議席番号4番、安藤議員。

○4番（安藤繁君）〔登壇〕 議席番号4番、安藤繁です。通告に従いまして、質問いたしますので、ご答弁のほどよろしくお願ひいたします。

件名1、児童福祉について、項目1、保育所での事故防止、安全対策について、要旨1、全国的に保育所の事故が増えておりますが、当市ではどのような原因でどのような事故が何件起きているのか伺います。内閣府は、7月7日に全国の保育園や幼稚園、認定こども園において子供がけがなどをする事故が2021年度に2,347件あったと発表しております。令和3年1月から12月に起きた事故に関する自治体の報告を内閣府が集計したものであり、死亡事故と治療に30日以上かかるけがなどを伴う事故を対象としております。死亡事故は5件であり、昏睡中やバス内に置き去りになり、熱中症で死亡に至った件や園の庭で遊んでいての事故などが含まれるとのことですので。15年以降事故件数は増え続けておまして、死亡事故の累計は60件にも上ります。その他の事故の2,342件のうち8割が骨折事故で、やけどは10件、意

識不明の例が14件あったということであります。昨日も静岡県牧之原市で3歳の幼稚園児が送迎バスに取り残されて、死亡するという痛ましい事故が起きております。謹んでご冥福をお祈りしたいと思います。このような中で全国的に保育所の事故が増えています。当市ではどのような原因でどのような事故が何件起きているのか、ありましたら伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 保育所での事故防止、安全対策についてでございますが、今年4月に入り、1件、子供同士の遊びの中で転倒した際に骨折した事案が発生したところであります。当市といたしましても事故等がないよう、子供たちに対し最大限注意しておりますが、保育業務の中では乳幼児の主体的な活動を尊重することは成長過程において大切なこととされております。このようなことから、けがなどが発生する可能性も否定できないものと認識しているところであります。これらを踏まえ、職員における事故防止対策はもとより、保育所内外の施設環境を維持するため定期的に安全管理点検を実施しながら、重大な事故とならないよう安全管理に努めているところでございます。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君） [登壇] 今年の4月、骨折事案が発生したとの回答でございますが、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン、これに記載されているように乳幼児がけがが一切ないということは私もないと思います。当市で内閣府調査対象の死亡並びに重篤な事故、こういうものがないということは保育士さんの日頃のたゆまぬ努力の成果だと認識いたします。今後も小さな事故にも十分留意し、検証し、今後とも重大事故のないよう万全の対応に努めていただきたいと思います。

続きまして、要旨2についてでございますが、名寄市立大学の猪熊弘子特命教授でございますが、昨年10月の幼保無償化のスタートにより幼稚園や保育所

の3歳から5歳児の利用料が原則無料になる一方、保育士の人手不足などの課題は積み残されている、国の規制緩和で2021年以降認可保育所でもうつ伏せ寝や就寝中、食事中の窒息、プール遊びでの死亡事故が増えている、事故は保育者が人手不足のために子供から目を離す時間が長かったり、経験不足の場合に起きているということでございます。埼玉県認可保育所でのプールの死亡事故、これにつきましては20名の園児に1人の保育士を配置して、滑り台を片づける際に3分間現場を離れておりました、安全管理義務を怠ったということで元の園長と元保育士に禁錮1年、元園長が執行猶予4年、元保育士は3年の有罪判決となっております。また、善通寺市では、雲梯で遊んでいた児童が首を挟まれて低酸素脳症で9か月後にお亡くなりになっております。裁判所は、遊具の危険性を放置、組織として過失があるとして運営法人に対して3,100万円の支払い命令を命じております。藤岡市の保育士のヤナギサワマリコさんによりますと、国の基準では4歳以上で児童30人に職員1人、1、2歳児では6人に職員1人となっておりますが、国の配置基準の職員数では子供一人一人の気持ちを受け止めることはできない、コロナ対応の全てが時間外の作業になってしまう、コロナで密にならないようにと指導しておきながら30対1では密にならずに保育するのは不可能ということをお話しております。今日もテレビで朝出ていましたけれども、保育研究所の村山祐一所長は平均的規模の保育所、園児96人では国の配置基準より約2倍の職員を配置していると分析し、国からは配置基準を基にした補助金しか出ないため、1人当たりの賃金が低くなってしまおうとしております。通常の職務に加えまして、コロナ感染症防止対応もある中で当市は事故防止のための対策と職員の体制は整っておるのでしょうか、また賃金の実態はどうか、併せて伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 事故防止のための対策と職員体制は整っているのか、また賃金の実態についてで

ございますが、初めに事故防止のための対策についてですが、子供を預かる保育現場では食事中や所外活動など様々な場面で重大な事故やけがに遭わなかったものの、危険を感じて冷やっとしたことやほったした事象のことを通称ヒヤリ・ハットといいます。このような事象が発生したときには、関わった保育士は報告書を速やかに作成し、職員会議の中で報告することとしております。こうした事象について保育所内で危機意識を共有しながら、危険防止対策について協議を行っており、改善できる点についても意見を出し合い、実践しているところでございます。次に、職員体制についてでございますが、文京、若葉の両保育所は国の基準を満たしており、適切に配置している状況であります。また、賃金体系につきましては、赤平市職員の給与に関する条例に基づいております。今後におきましても新型コロナウイルス感染防止対策と事故防止対策に努めてまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君）〔登壇〕 事故防止につきましては、危機意識を共有しながら防止対策の協議をし、改善できる点は実践している、また職員体制は適切に配置し、国の基準を満たしており、賃金もまた市の職員給与に基づき支給しているということであり、理解いたしました。全国福祉保育労働組合のアンケート調査によりますと、福祉の労働者92.7%は仕事にやりがいを感じていると、しかしながら一方で賃金が低い、それから労働で体がもたないという理由で辞めたいという回答をした割合が67.5%にも達するというところでございます。今後とも賃金や保育士の適正な人員配置など働きやすい職場条件を整え、事故のない安全な保育環境の確保に努めていただきたいと思います。

再質問になりますけれども、保育士はあまり入れ替わりがなく、子供の状況を熟知した経験豊かな職員が固定していることが望ましいということが言われますけれども、私もそういうふうに思いますが、当市の状況について伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 経験豊かな職員が固定化していることが望ましいとのご指摘でございますが、当市における人員配置の考え方といたしましては一定期間が経過した職員には保育所間の異動について適宜実施しているところでございます。主な理由といたしましては、該当職員には様々な環境を提供することで職員同士の交流が図られること、また新たな地域との関わりを持つことなど多様な経験を積むことで職員の成長にもつながるものと考えているからでございます。今後におきましても文京、若葉両保育所の年齢構成や経験年数なども踏まえ、適切な配置に努めてまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君）〔登壇〕 今の答弁でございますが、私としましてはやっぱり経験豊富な職員が一定期間固定していることも大切なことではないかと思われま。子供の健康状況や行動パターン、こういったものを熟知している職員がいることが子供に安心感を与え、事故防止につながると推察するところであります。赤平市といたしましては、職員同士の交流を図り、新たな地域との関わりを持ち、多様な経験を積むことで職員の成長につながるよう適宜保育所間の異動をしているというようなことであります。保育所間の異動でありまして、あまり短期間での頻繁な異動でなければ、それはそれで結構なことではないかというふうに思います。

続きまして、事故が起きたときにやはり損害賠償というものが生じてくると思います。そういう場合の対応策等につきまして伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 事故が起き、損害賠償が生じた場合等の対応策についてでございますが、重大な事故等は決してあってはならないことであるというふうに思っております。しかし、どんな注意を払っていても子供たちが自由に動き回った結果として大きな事故、けがに発展してしまう可能性がございま

す。また、保育士に明らかな過失がなかったとしても、偶然な事故もあり得るものと考えております。こうした事故等に対応するため、身体の賠償や財物損害の賠償、訴訟費用等の保険金が支払われる学校共済賠償責任保険に加入しております。引き続き事故等の防止対策を講じながら、安全で安心な保育環境の充実に努めてまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君）〔登壇〕 事故が起こった場合の対応として、市では学校共済賠償責任保険に加入しており、身体や財物損害の賠償、訴訟費用など保険金の支払いがされるということであります。金銭的には、これで結構なことだと思いますけれども、そのほかに事故に遭った児童やご家族への誠意あるアフター対応、さらに他の園児や保護者についても適切な事故報告や今後の事故防止対策について理解をしていただき、円満解決に向けて努力をしていただきますよう要望し、この件についての質問は終了いたします。

次に、件名2の太陽光発電施設について、項目1、太陽光発電施設設置の規制に係る条例の制定についてであります。第6次赤平市総合計画の基本目標で生活環境として安全、安心で快適に暮らせるまちづくりが明記されております。太陽光発電施設設置規制条例につきましては、令和元年の9月の定例会から一昨年、さらに昨年の6月と3回にわたり質問させていただきました。今般広島で行われました原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式に東議員さんと参加し、悲惨な被爆の実態を目の当たりにしてまいりました。また、ロシアとウクライナの戦争における原子力発電所の占拠や核使用をほのめかす威嚇などの現状を見て大変に危機的な状況にあると思ひ、他人事ではなく、憂慮すべき事態だと思われまふ。太陽光発電につきましては、クリーンエネルギーとしまして今後大いに当市も推進していただきたいというふうには思っております。しかしながら、地域の住民の合意なく、快適な生活ができなくなるよう

な設置は規制するべきだという思いであることを冒頭申し上げておきたいと思ひます。

昨年6月の質問であります。太陽光発電施設が設置された近隣住民は現在もできれば撤去してもらいたいと話しておりました。このような現状の中で市民は安心して快適に暮らせると思ひますかとの質問に、市長は現地を確認したが、設置場所が隣接しており、かなり圧迫感があると感じた、総合計画に挙げておりますようにこれからも安心して快適に暮らせるようにまちづくりを進めてまいりたいと回答しております。また、豊栄町では台所の窓を開けると目前に、泉町では玄関の戸を開けるとすぐ向かいに発電施設が設置されています。見栄えだけではなく、財産価値も低減すると思われまふ。市民のために何とかしてあげたいという気持ちは湧いてきませんかという質問には、自宅のすぐ近くに施設が設置されたことは大変残念に感じている、また土地を売却しようとした場合、買手が現れるか、仮に現れても価格交渉で不利になるのではないかと不安が生じることにも想像できる、市民が暮らしやすいまちにするために市民が困っていることに耳を傾けて十分検討してまいりたいと考えているとの回答いただきました。さらに、今後どのように取組を進めていくかとの質問には、太陽光発電設備の設置規制に関する単独条例を策定する自治体は増加傾向にあり、令和3年4月1日現在で149の地方自治体が条例を制定しており、国も温室ガス排出抑制のため再生エネルギーを推進する方針であり、今後国や道の方針、他市の状況なども参考にしながら研究してまいりたいとの答弁をいただきました。これらの市長の答弁から推察いたしますと、私は本当に市長深い理解と問題解決の意思がある、そういうふうを感じております。また、条例制定に向けた検討組織についてありますが、まずは複数の課の職員による内部検討から作業を進めてまいりたいと考えているという回答いただきました。令和4年4月7日更新の地方自治研究機構の情報によりますと、令和3年は29、4年は16条例が制定されております。都道府県で6条例、

市町村で191条例が制定され、動きは全国の自治体に広がってきているということでございます。ちなみに、道内では昨年6月以降でございますが、長沼、羽幌、それからえりも、斜里の各町、さらには鶴居村の5町村で条例が公布、施行されております。太陽光発電施設に係る条例の制定について、昨年6月の定例会以降1年3か月にわたる研究の成果を期待するところであります。どのように内部検討を進めてこられたのか、どのような研究が行われてきたのか、取組の内容と研究の成果を伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 太陽光発電施設に係る条例制定についての昨年6月以降の取組についてでございますが、現在赤平市内では再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法、通称再エネ特措法の認定を受け、15件の太陽光発電設備が運転しております。直近では、令和2年3月に認定を受けた施設が同年6月から運転を開始しておりますが、それ以降の認定施設はございません。

市内部の検討状況であります。市民生活課及び建設課では資源エネルギー庁ホームページに掲載される再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報や環境省、地方自治研究機構などが発信する情報を収集し、共有しているところであります。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君）〔登壇〕今の答弁によりますと、市民生活課及び建設課で資源エネルギー庁のホームページ掲載情報や環境省、地方自治研究機構などの発信情報を収集し、共有していることは分かりました。豊栄町と泉町の太陽光発電施設は、市民が快適に生活できる環境と権利を妨げており、安心、安全とは言えません。以前も申し上げましたが、豊栄町では見栄えが悪いということで個人の負担で柵を設け、泉町ではハムをやっておられる方が電波障害防止の機械を購入するなど余分な費用もかかっております。また、泉町では今年パネルが2か所落ちていたり、境界はくいを打って緩んだテープが貼ってあるだけで柵もなく、冬場の積雪でくいが見えず

に車がこするという事故もあったということでございます。これらは、市民を守るべき規制条例がなかったために起こっている現象でございます。昨年6月の一般質問をした際に、私大阪府の太陽光発電施設に関する市町村条例のひな形を担当課にお渡ししました。ひな形でございますので、これを十分な吟味、それから検討が必要と思われましても、条例作成に非常に役に立つものと思われまします。また、多くの市町村で条例が既に施行されており、これらの条例を参考にすれば、私考えれば、制定作業はさほど難しいものではないというふうに感じております。太陽光発電施設に係る条例の研究をし、結果を出すためには当市の太陽光発電施設の設置後の現地状況調査や当事者からの問題点の聞き取り及び条例設置済みの市町村の条例研究や現地の視察など、研究資料の収集等が必要と思われまします。これらの点についてどのように進めてこられたのか、また市長さんは担当課職員とどのような協議を行い、条例制定に関してどのような指示をしまいられたのでしょうか、伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 太陽光発電施設設置後の状況調査や条例制定済み市町村からの資料収集及び担当職員との協議についてでございますが、太陽光発電設備の近隣住民の方とは現状を確認し、切実な声も聞かせていただきました。また、条例制定済み市町村からの資料収集については、例えば令和3年6月22日に条例が公布された長沼町に関しては条例制定の背景や目的、条例の概要、関係規則などを素案の段階で入手し、複数の課において情報を共有しておりました。現在は、先ほど申し上げました2つの課で情報を共有している状況であります。本市として災害の防止、良好な自然環境等の保全、地域との共生のため時間を要しておりますが、条例等の制定に向け検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君）〔登壇〕近隣住民の方とは現状を確認し、さらに切実な声も聞いており、また

令和3年6月に条例が制定されました長沼町の素案も入手し、複数の課で情報を共有しているとのことでもあります。さらに、災害防止、自然環境保全、地域との共生のために時間を要しているが、条例制定に向けて検討してまいりたいと非常に前向きな答弁をいただき、高く評価をいたしたいと思います。市長は、よく御存じだと思いますけれども、孔子の論語の中に「子貢、君子を問う。子の曰く、先ず其の言を行い、而して後に之に従う」との記述があります。不言実行をよしとしておりまして、言葉にただで行動しない有言不実行を最もよくないこととしていたということでございます。現在は、有言実行、これを支持する人々が多いようでございます。市長は、赤平丸の船長さんでございますので、クルーに行き先を明示し、目的地で市長の答弁を信頼して待望している人々のため有言実行のかじ取りをしっかりとさせていただき、目的港に着岸をし、上陸していただきたいと思います。早期に条例が制定されること、地域の住民共々期待をし、この件の質問を終わります。

続きまして、件名3、建設事業について、項目1、建設事業に係る工事について、要旨1についてであります。今年の3月に行われた第1回定例会は6日に開会され、条例改正や令和4年度予算案が提案どおり可決され、18日に閉会となりました。私も予算審査特別委員会で工期、関連事業の内容や工事発注時期についての質問をいたしました。以前より建設業者から工事の発注情報をできる限り早めに通知してほしい、また春先の工事が少なく、秋から冬にかけて工事が集中するので、困っている、できるだけ春先の早い時期から発注してほしいということは常日頃聞いておりました。昨年12月に赤平建設業協会から市長宛てに、3月後半から4月中が閑散期のために発注が早まると助かる、3、4、5月に事業がなく秋口に集中する、平準化により季節労働者の対応ができるようになる旨の要望があったと認識しております。今年度工事等で4月に発注予定の工事が1か月ほど遅れ、仕事がなく、業者が困ったとい

う話が私の耳に届いておりました。どのような原因で遅れたのでしょうか、伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 4月の工事発注予定についてでございますが、公営住宅関連の一部の工事についてご指摘のとおり1か月程度遅れが生じたところでもあります。遅れた原因といたしましては、2点考えられるところでございます。1点目は、現地においての工事内容の確認調査時期が雪解けの遅れによりましてずれ込んでしまったことであります。2点目は、年度初めからあんしん住宅建設助成事業の問合せや相談件数も多く、想定外の事務作業の増加が重なったことであります。このような状況であります。工事内容確認、精査を慎重に行い、順次発注を進めてきたところであります。発注の遅れがあったものの、現在工事は順調に進捗しておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君） [登壇] 雪解けの遅れで現地の確認調査がずれ込んだことやあんしん住宅建設助成事業の相談件数が多くなり、事務作業が増加し、遅れが生じた、しかしながら現状は順調であるということは本当に理解しました。赤平建設業協会からは、技術者の人数不足による対応の遅れで業務に支障を来し、工期に影響を及ぼすことが懸念されるため、人を雇える環境の整備をしてほしいとの要望も併せてあったというふうに思いますけれども、このことについてどのように対応してきたのか、現在職員の補充等も含めてどのように対応しているのかを伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 職員の補充についてどのように対応しているのかについてでございますが、昨年度土木技術者の職員採用には至りませんでした。令和5年度につきましても引き続き募集を行っているところでございます。しかしながら、技術者の人数不足による対応の遅れで業務に支障が生じたという認識はしてございません。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君）〔登壇〕 建築と土木の技術者各1名が退職しており、さらに建築技術者1名が長期の休暇中ということで私聞いております。昨年度土木技術者を募集したが、採用に至らず、引き続き募集を行っているとのこと。これらが現担当職員の負担増加となり、遅れた原因になっているのではないかというふうにも考えられます。以前より建設関連技術者が他の課で勤務をしており、建設業協会から要望に配慮した人員配置がなぜ4月の人事異動で、他課にいるわけですから、できなかったのかというような要望も聞かれるところであります。市長と建設業者、それから職場の方の認識にかなりのギャップがあるように思えます。建設業者とその従業員の稼働が年度の中で平均し、円滑に進行していけるように職員の適正な配置と職員の研修による資質の向上、各課の横断的な応援体制の確立、退職OBの活用や将来を見据えた積極的な実習生の受入れ態勢の整備など、企業と従業員が窮地に至らないようあらゆる角度から検討していただき、工事が今後円滑に進行いたしますように特段の配慮をしていただきたいというふうに思います。

次に、要旨2についてでございますが、新型コロナウイルス禍の中、ロシア、ウクライナの問題が重なり、原油や原材料費を含む幅広い分野の物価が上昇しております。日銀が発表しました3月の国内企業物価指数は、原油高などが影響して前年同月比9.5%上昇いたしました。建築資材を見てみますと、今年の3月における木材、林産物全体の輸入価格は20年12月と比べて78%、建物、壁、床、屋根に使う合板は86%も上昇しているということでございます。8月9日の新聞報道では、今年に入って物価高に苦しむ企業が目立ち、1月から7月の倒産件数は116件に上っており、建設業はウッドショックの影響で27件と2番目に多かったと報告されております。請負契約の締結は、労務費、原材料費、エネルギーコストなど取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえ、適正な工期確保のため、公

共工事標準請負契約約款第25条の第5項に基づき、特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格の著しい変動が生じ、請負代金が不適當になったときに請負代金の変更を請求できる措置や第21条の受注者の請求による工期の延長を適切に設定、運用するとともに、契約の締結後においても受注者から協議の申出があった場合は協議に応じることなどにより、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切な対応を図るよう国からの通知がされていることと思います。今年の4月26日、国土交通省が資材や原油価格の高騰下における標準見積書の活用状況や協議の状況について調査したところ、受発注者間の契約の15%で請負金額に物価等の変動に基づく契約変更条項が含まれておらず、25%で物価等変動に基づく請負金額の変更の申出を行ったものの受け入れてもらえなかったという回答が確認されたということであり、コロナの感染やロシア、ウクライナの戦争等の問題により昨年度より燃料費、備品、資材の高騰が続いておりますけれども、工事契約に係る請負代金の額や工期の設定について本市としてはどのように考えておられるのか伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 燃料費や備品、資材等の高騰による請負代金の額や工期の設定についてでございますが、近年世界情勢の混乱により燃料費、建設資材が高騰している状況であります。国においても社会実態に合わせた人件費の賃上げ、諸経費率の増加を進めており、請負代金の上昇が加速しております。工事発注において建設資材等の金額については、契約後の施工時期も考慮しつつ価格調査を行い、工事内訳書に反映させております。また、人件費、諸経費の内容確認も発注時点で精査し、慎重な対応しております。工事契約後の施工期間内において著しい工事材料等の価格変動が生じた場合は、市と締結する工事契約書第22条第5項において発注者または受注者は請負代金額の変更を請求することができることと明記されており、適切に対応してまいりたいと考

えております。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君）〔登壇〕 林野庁や道によりますと、道産材は輸入コストが割安のため一、二割の値上げにとどまっていますが、6月の製材輸入平均単価は1立方メートル当たり8万2,000円で、前年同月に比べて3万円上昇しております。中でも欧州材は8割と高く跳ね上がっております。また、札幌の建設資材、クワザワによりますと、生コンクリートの原料となるセメントの製造に使用する石炭の高騰でメーカーがこの10月に値上げを予定しており、仕入価格が前年に比べて4割から5割上がるとなっております。当市においては、工事契約書に請負代金の変更についてのスライド条項が明記されており、適切に対応を行うということでございます。今後も状況の変化に応じた適正な請負契約が締結され、実施されますよう特段の配慮をしていただきたいと思っております。

続きまして、要旨3であります。昨年度までは統合中学校や統合小学校の大型事業がありましたが、今年度は建物の工事が終了し、小学校のグラウンド整備工事を残して急激に事業が減少しております。建物の新築や改築、補修など事業が少なく、公営住宅などの解体工事の比率が高く、困惑しているという業者もあるようでございます。公住の解体工事、これにつきましては壊すだけで生産性がない、さらに市民や町内会にとってほとんどメリットがない、建物の改築や町内会館、公園の補修整備などもう少し市民や町内会に寄り添った事業を考えるべきではないかというような声も届いております。財政面を勘案しますと、また非常に難しい面もあるということも私は理解しますが、今後の建設事業の確保、事業量のアップについて建設業協会からの要望があったと聞いておりますが、内容についてどのように考えておられるのか伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 今後の建設事業の確保、事業量のアップについてでございますが、公営住宅や橋

梁、都市公園の長寿命化計画事業及び社会インフラや生活の基盤整備となる事業につきましては継続して取り組まなければなりません。また、町内会等地域からの要望による事業につきましても事業の必要性と財政状況を勘案し、計画的に実施していく必要があります。このようなことから、生活基盤に直結した整備につきましては今後も有効な財源を活用しながら継続的な建設事業の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君）〔登壇〕 町内会や地域が要望する事業については、必要性と財政状況を勘案し、計画的に実施していく必要があります。生活基盤に直結した整備については有効な財源を活用し、継続的な建設事業の確保に努めるとの答弁であります。運命共同体という言葉がありますが、やはり企業の経営は厳しくなったり、またはあつてはならないけれども、廃業の事態ということになりますと、当然雇用が減少し、商業の経営、購買力も落ちますし、市の財政、ひいては市の職員の雇用も含め、人口減少等様々な影響が出てくるものと想定されます。建設業の継続的活性化を促進していただき、当市の発展にご尽力いただきますことを要望しまして、この件についての質問を終了いたします。

次に、件名4、公営住宅について、項目1、公営住宅の管理について、要旨1についてでありますけれども、公営住宅の空き家は市の管理上でも市民にとっても大きな課題と考えております。今年3月の行政常任委員会での赤平市公営住宅等長寿命化計画概要版によりますと、当市には合計2,073戸が立地しており、そのうち801戸、38.6%が空き家であり、空き家が目立つ状況となっております。入居者の高齢化が進み、夏の草刈り、冬の除雪が難しい状況になってきており、特に除雪は若いうちは空き家の分も、私もそうですけれども、隣の分もやってきましたけれども、年を取ると本当に自分のところで目いっぱいというのが現実だと思います。空き家が1軒であればまだしも、2軒連続であったり、4軒連続であ

ったり、除雪をめぐるまして住民同士のトラブルも結構発生しております。公的住宅の空き家対策については、市政執行方針では空き家の落雪対策や通路の確保等にも努めるとしております。市では、公営住宅の空き家の現状と夏場の草刈り、冬の除雪による通路の確保等についてどのように認識をし、どのように対策を実施しておられるのか伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 空き家の現状と夏場の草刈り、冬の除雪による通路の確保等についてでございますが、空き家の現状につきましては入居者の高齢化、体調面の悪化による住み替え、諸事情による退去などにより空き家が増加しております。空き家対策といたしまして、両隣が空き家の高齢入居者等に担当職員が直接会い、集約化、移転の意向確認をしておりますが、近くに知り合いがいてここを離れたくない、環境を変えたくないなどの理由で集約化が進んでいないのが現状であります。空き家部分の草刈り、除雪対策につきましては、担当職員の巡回パトロールにより夏の雑草が伸びたときには防犯の観点から草刈りを行い、冬は市道除雪に合わせた避難通路確保や雪庇対策など安全確保に努め、管理しているところであります。今後におきましても入居者点在化の削減に向け、集約、移転強化に努めてまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君）〔登壇〕 空き家の草刈りや除雪につきましては、巡回パトロールによる安全確保に努めている、また入居者点在化の削減に向け集約、移転強化に努めるとのことです。私も日頃より多くの空き家住宅を頑張って管理されているとつくづく感じているところでございます。一方、残った住民が除草剤を自前で購入し、近所の敷地にまいたり、お金を出し合って空き家住宅の除雪を業者に依頼していると、こういうこともあったりと、市民として協力するところではできる限り協力するというボランティア精神により支えられている部分もあるのではないかとこのように感じておるところで

ございます。しかし、ボランティアも高齢化に伴いだんだん限界に達すると、限界があると推察するところであります。市の財政問題もあろうかと思いますが、特に高齢者や体の不自由な方につきましてはきめ細かく現況を把握し、安心して住める環境の確保をしていただきたいというふうに思います。

次に、要旨2であります。赤平市公営住宅長寿命計画概要版の資料編によりますと、入居者の生活の安定と居住水準の向上及び市営住宅の集約化を図るため赤平市営住宅住み替え実施要綱を定めたとあります。また、公営住宅建替事業の住み替えは、別途協議をすることとしており、その他で棟の入居者が半以下となり、1年以上経過した住棟である限界住棟からの住み替えは移転料の支払いや5年間の傾斜家賃とし、前の住宅の敷金を移転先に充当することができるというふうになっております。空き家の除雪など管理が大変で、他の公住に移りたくても家賃が高く、移転費などのこともあり、転居を断念する人もあろうかというふうに思います。政策的に棟の中の隣の1戸が開いた場合につきましても個人の置かれた特殊事情によっては、赤平市市営住宅住み替え実施要綱のその他の限界住棟からの住み替え状況を該当させるなど、条件緩和を検討すべきではないかというふうに考えるところでございます。隣接住宅の空き家が生じたことにより、生活に不便が生じ、移転を希望する75歳以上の人や身体に障がいのある特殊な世帯につきましては移転費の助成と移転先の家賃等の軽減の検討をされてはいかがでしょうか、伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 後期高齢者や身障者の移転希望者への対応についてでございますが、入居者の生活の安定と居住水準の向上及び市営住宅の集約化を図るため、住み替え基準を改正し、移転希望をできるだけかなえられるよう令和2年2月1日より施行しております。市が集約をする団地の入居者には、市の都合による移転をお願いすることとなるため、移転費を助成し、家賃が上昇する場合には傾斜家賃

の採用を行っております。しかし、そのほかの入居者は、自身の希望による移転となりますことから、移転費などの対象とはしておりませんので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君）〔登壇〕 公住問題につきましては、私も日頃より市民の様々な要望について担当課と相談させていただいております。いつも職員の方本当に誠意を持って真摯な対応をしていただき、感謝申し上げるところでございます。しかし、やはり条例、法令、そういったものと財源の壁があり、担当課としても何とかしてあげたいと思うのですが、そういう気持ちはあるのでしょうか。けれども、要望に応えられないということも現実なように感じます。令和2年の住み替え基準の改正は、非常に高く私も評価したいと思います。すばらしいことだと思います。しかし、これで終わることはなく、コンパクトなまちづくりのためには自己都合でなく、空き家で生活が不便となり、移転を希望する方は利便性の高い公住への移転の担保、さらには家賃などの軽減、移転費用の助成ほか、移転を促進するための十分な配慮が必要ではないかなというふうに感じるところでございます。市内での移転先を希望したが、金銭的な条件で移転ができなくて、やむなく市外におる子供のところに移転するということが想定されます。そういう方が多いようなこともいろいろ耳に入っております。市として移住、定住促進で努力をしておられる中、少しでも人口減少に歯止めをかけるために、また市長の信念とも言えるほど困った人対策として入居者の生活安定のため柔軟でたゆまぬ改善を今後も進めていただくことを強く要望し、私の全ての質問を終了したいと思っております。ありがとうございます。

○議長（竹村恵一君） 暫時休憩といたします。

（午後 1時51分 休憩）

（午後 2時00分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開

きます。

質問順序4、1、農業支援について、議席番号2番、東議員。

○2番（東成一君）〔登壇〕 議席番号2番、東成一、通告に従い、質問を行います。ご答弁よろしくお願いいたします。

件名1、農業支援について、項目1、農業経営者の高齢化、後継者不足について伺います。市内の農業経営者の平均年齢は約67歳となっており、年々高齢化が進んでおります。市内の農家戸数は、平成11年で215戸あったものが今では67戸と3分の1以下となっており、今後も離農者の増加が予想されます。市内の農業経営者の実情を見ますと、ほとんどの農家は後継者がいない、さらには60歳以上の年齢の方が大半ということで、あと何年農業経営を続けられるか今後が危惧されております。農業者の中には、親から子へ経営移譲された若い農業経営者もいますが、離農した方の土地を譲り受け、既に作付面積を拡大しており、今後離農した農家の土地を受け入れるには限界があります。若い人がUターンして実家の農家を継ぐ、または新規就農者を受け入れることができれば後継者不足の解消につながると考えております。当市では、Uターンして若い人が経営移譲された方に対する支援はありますが、さらに拡充し、新規就農者の市独自の支援策が必要と考えます。他の市町村の中には、Uターン就農者、新規就農者に対する独自の取組や支援を行い、新規就農者等の受入れにつながっております。当市でもJAや各団体等との連携した取組や当市独自の支援策が必要と考えます。そこで、Uターン就農者に対する支援の拡充と新規就農者に対する当市独自の取組や支援についての考えを伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 農業経営者の高齢化、後継者不足についてでございますが、近年農業を取り巻く環境は大変厳しい状況でございます。新型コロナウイルス感染症による農産物の価格の低迷や肥料や資材、燃料価格の高騰により農業経営に大きな影響

を及ぼしているところであります。このような状況の中、高齢化に伴い離農される農業者もここ数年見受けられ、また農地の遊休地化や1人当たりの耕作面積も膨らんでいくことも考えられますことから、今後の農業経営の在り方も懸念されているところであります。現在当市の農業は、67戸の農業者が営んでおり、平均年齢約67歳と高齢化が進んでいる中、Uターンや親元で農業に従事されている若手農業者も親から子へと農業経営を継承され、農業に励んでおられます。当市といたしましては、新規就農について現在近隣の市などへの聞き取りや札幌で行われた新規就農フェアの視察へ出向き、様々な情報を得ているところでございます。その中でも受入れ態勢や受入れするための経費といった支援策が見受けられるが、地域と農家の理解、協力が不可欠、信頼関係が必要、また農業からの離脱の問題が課題などのご意見がありました。現在赤平市農業後継者担い手サポート事業により、Uターンや若手農業者へ農業経営の研修や農業機械の免許取得、農産物の販路拡大など支援を行っております。内容等の拡充については、毎年数件の利用であることから、農業者からの聞き取りを行い、精査してまいりたいと思います。また、新規就農者の支援につきましては、他市の意見を参考に、まずは赤平市としてどのような受入れ態勢が必要かを進めてまいりたいと考えているところであります。このようなことから、各支援につきましては農業者や農協、関係機関のご意見を踏まえ、検討してまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 東議員。

○2番（東成一君） [登壇] 赤平市の農業を守っていかねばならないということと耕作放棄地が発生して農地を荒地地にしてはならない、そういう考えから、今後農業経営者の高齢化が年々進んでいきますので、高齢化、後継者不足の問題は今後も各関係機関と連携して取り組んでいかねばならないと考えております。行政としての関係機関との協力、検討をしていただきたいことを要望して、こ

の質問を終わらせていただきます。

次の質問に移ります。項目の2、燃料、資材等の高騰に伴う農業経営者に対する支援について伺います。新型コロナウイルス感染症の影響や世界情勢、円安の進行等の様々な要因により、燃料の高騰、消費者物価の上昇で市内の企業や市民の方は日常生活を送るに当たり大変苦慮されていることと察します。農業のみならず、全市民が影響を受けていることを十分承知しておりますが、この質問は農業に関して行います。今回の定例会で現価格の7割以上価格高騰する肥料の高騰分について助成する補正予算が提出されました。このことについては、大変評価できるところであります。しかし、肥料高騰のほかに、燃料、資材の価格高騰も農業経営者に大きな打撃を与えている要素となっております。赤平市内の農業経営者のほとんどが稲作で、米の作付面積も全作物の80%を超えています。昨年の米価の下落、そして追い打ちをかけるかのように燃料、資材等の値上がりにより農業経営者にとっては大きな打撃を受けております。外食需要の低迷で米価が下落し、昨年は資機材や燃料の高騰も重なり、空知管内の農家では収入が100万以下だった生産者もいたと聞いております。さらに、稲作農家だけでなく、輸入穀物飼料の値上げでコストが増えた上、生乳が余剰傾向で生産抑制を迫られている酪農家も苦境にあります。外食産業の消費低迷から、全国の米の在庫量が過剰に推移しております。今年度の全国の米の作付状況を見ると、国の示す適正生産量に近づいているものの、繰越し在庫があり、今年度の需要動向、作柄によっては余剰米の発生も考えられます。また、水田活用の直接支払交付金の見直しも重大な問題となっております。このような農業を取り巻く状況下では、今年の米価の上昇は期待できません。農業者の経営圧迫を軽減するために燃料、資材等の高騰に対する支援についての考えを伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 燃料、資材等の高騰に伴う農業経営に対する支援についてでございますが、ロシ

アのウクライナ侵攻、さらには円安の進行の影響もあり、燃料の高騰や物価の上昇により国民の生活や企業などに大きな影響を及ぼしているところであります。農業におきましても全国的にコロナ禍による農産物の価格と消費の低迷の中、追い打ちをかけるように資材も高騰し、農業経営が心配されているところであります。特に肥料においては上昇率が高く、ホクレンからも令和4年度肥料の6月から令和5年5月までの価格が平均78.5%の値上げが新聞にて報道がなされました。そこで、当市において肥料とハウス資材、飼料の価格をJAたきかわを通じて調査したところ、令和3年から令和4年の平均、肥料が78%、ハウス資材が4%、飼料が11%の上昇率の結果となったところであります。また、燃料につきましては、多くの農機具は軽油の使用が多く、令和4年7月と昨年同月を比べると約7%の上昇率となっております。特に肥料は、大切な栄養素であり、品質とたくさんの作物を収穫するためにも必要不可欠な資材であります。価格の上昇率も高く、また先月には国より前年度から増加した肥料費の7割の支援として肥料の価格高騰対策が示されたところであります。当市も高騰する肥料購入費の負担の軽減を図るため、肥料費の残りの3割を支援し、このたびの第3回定例会に肥料価格高騰対策事業として補正予算を計上したところであります。肥料、資材等の高騰に対する支援につきましては、日本国内の動向を注視してまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 東議員。

○2番（東成一君）〔登壇〕 答弁の中でもありましたように、肥料の高騰分の支援については補正予算を計上され、価格高騰対策を講じられたことは改めて大変評価されるところであります。しかし、その他の燃料、資材等の高騰に対しても今後の動向を注視して大幅な価格高騰があれば対策を検討していただきたいと考えますので、このことを要望し、次の質問に移ります。

項目3、スマート農業についてでございます。市

内の農家では、既にGPSを搭載したトラクターやドローン等が導入されているが、今の段階ではほんの一部にすぎません。スマート農業は、ICT技術の導入により日々進歩しており、今後ますます進歩を続け、市内の農地に見合った機器及び先端技術が導入されると予想いたします。それらの導入には、実証試験等を行い、スマート農業についての視察、研究が必要と考えます。当市では、スマート農業研究会が発足し、JA、行政、市内の農業者、農機具メーカー等が連携して機械や先端技術等の研究に取り組んでいます。スマート農業は、新たな就業者を引きつける魅力があり、後継者不足の解消にもつながると考えますし、さらに作業時間が削減することで高齢化する農業者の作業負担軽減にもつながります。このようにスマート農業には数々の利点があると考えます。しかし、導入するには高額な費用がかかることから、今の農業経営事情では厳しい状況にあります。そこで、赤平市スマート農業研究会への助成や農業者が機器等を導入するための助成等を含めたスマート農業全般の支援について考えを伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） スマート農業についてでございますが、昨年11月に赤平市スマート農業研究会を農業者の賛同をいただき、設立したところであります。今年の3月に入り、ホクレンの高精度な位置情報システムの普及状況やドローンによる防除状況、水田水管理装置の利用による改善点など研究会による情報提供がなされたところであります。また、6月にはJAたきかわ管内の先進地で行った農機具メーカーによる種まきの省力化、コスト低減、労働力不足を解消とする密苗の技術研修と先日農業者の要望により人工衛星を利用した生育状況や適切な時期での追肥などの研修を行ったところであります。現在もJAたきかわと共に赤平市の農業者にとって多様な選択肢を知っていただき、赤平市に適したスマート農業について農業者と研究をしているところであります。当市の農業も高齢化が進み、離農による

農家戸数の減少や経営規模の拡大により労働者不足が懸念されている中、スマート農業は一つ的手段として認識しております。赤平市スマート農業研究会の中で今後においても市内や先進地での研修へ参加するなど、農業者にとって必要な機器、コストなど研究を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 東議員。

○2番（東成一君） [登壇] 新潟県を中心として東北地方が今米どころとされておりますが、北海道も上川地方、空知地方を中心に食味のよい米が生産されております。温暖化の影響等で北海道が将来米どころになりつつあると言われております。この北海道の農地、赤平の農地を守るためにもスマート農業の導入でコストの低減や労働力不足の解消につながると思いますし、農地を維持することにもつながると思います。今後技術の進歩により、ますますスマート農業が実用性のあるものになると考えますので、今後の動向を注視して行政と関係者が連携して研究を重ねなければならぬと考えておりますので、当市において引き続き研究、検討をしていただくことを要望して、私の質問を全て終わらせていただきます。ご答弁ありがとうございました。

○議長（竹村恵一君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 2時20 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)